

# 教育委員会会議録

( 定例会 )

令和2年5月28日開催

さいたま市教育委員会

1	期	日	令和2年5月28日(木)		
2	場	所	教育委員会室		
3	開	会	午後1時30分		
4	出	席	教 育 長	細 田 眞由美	
			教育長職務代理者	大 谷 幸 男	
			委 員	石 田 有 世	
			委 員	野 上 武 利	
			委 員	武 田 ちあき	
			委 員	柳 田 美 幸	
5	議場	に出席した者	副教育長	高 崎 修	
			管理部長	長 畑 哲 也	
			学校教育部長	平 沼 智	
			生涯学習部長	竹 居 秀 子	
			生涯学習総合センター館長	吉 田 治 士	
			中央図書館長	波 田 野 育 男	
			管理部参事兼学校施設課長	渋 谷 貴 之	
			学校教育部参事兼教職員人事課長	清 水 一 司	
			学校教育部参事兼指導1課長	山 浦 麻 紀	
			学校教育部参事兼指導2課長	浅 見 正 史	
			学校教育部参事兼健康教育課長	小 椋 和 彦	
			学校教育部参事兼教育研究所長	玉 川 徹	
			生涯学習部参事兼生涯学習振興課長	山 本 高 弘	
			生涯学習部参事兼文化財保護課長	青 木 文 彦	
			生涯学習部参事兼うらわ美術館副館長	森 山 日 登 美	
			生涯学習総合センター参事兼副館長	中 村 和 哉	
			中央図書館参事兼資料サービス課長	内 山 恵 介	
			教育総務課長	高 木 泰 博	
			教育財務課長	石 原 和 己	
			博物館長	酒 井 浩 志	
6	会議録	署名委員	野 上 武 利		

## 7 議事等の概要

- 細田教育長                    それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。  
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記                            いらっしゃいません。
- 細田教育長                    本日の会議録の署名委員は、野上委員にお願いいたします。  
本日の会議に、報告第5号「市立学校の教育活動の再開について」、  
報告第6号「生涯学習関連施設の再開等について」、議案第31号「さいたま市教職員（管理職）の人事について」を追加提出いたします。  
本日の議案第29号から議案第31号までは人事に係る案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思っておりますが、委員の皆さんいかがでしょうか。
- 各委員                         <異議なし>
- 細田教育長                    それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、ただ今申し上げた議案は非公開といたします。  
本日の会議の順番ですが、報告第3号、第5号、第4号、第6号、議案第29号から第31号の順に審議を行うことといたします。  
なお、本日の議案のうち、報告第3号及び報告第4号は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、会議を招集するいとまがないことから、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により臨時代理いたしましたので御報告するものでございます。
- 報告第3号 市立学校の教育活動等について  
報告第5号 市立学校の教育活動の再開について
- 細田教育長                    それでは、報告第3号、第5号につきましては、関連がありますので、事務局から続けて説明をお願いします。
- 教育総務課長                   報告第3号「市立学校の教育活動等について」御説明いたします。  
この報告の内容は、市立学校を令和2年5月7日（木）から5月31日（日）まで臨時休業とすることにつきまして、緊急に処理する必要があり、教育委員会会議を招集するいとまがなかったことから、臨時代理させていただいたものでございます。  
説明は以上でございます。
- 指導1課長                    報告第5号「市立学校の教育活動の再開について」説明いたします。

さいたま市立学校では、6月1日（月）から児童生徒の安全に十分配慮した上で、学校における教育活動を再開いたします。それに先立ちまして臨時休業中ではございますが、原則として学校を3つのグループに分け、5月27日（水）から29日（金）の3日間のうち1日の登校日を設置いたします。そして6月1日（月）からは、いよいよ学校再開といたします。第一週、第二週につきましては、原則として学校を2つのグループに分け、午前と午後の分散登校といたします。小、中、中等教育学校の給食につきましては、第一週は牛乳のみ、第二週からは牛乳とパンまたはおにぎりの提供が出来るよう準備を進めているところでございます。なお、部活動は実施いたしません。また、この第一週、第二週において、感染拡大が見られず教育活動も順調に進められた場合は、6月15日（月）から通常のエデュケーションの再開を目指します。「学校の新しい生活様式」を踏まえ、徹底した安全管理のもと進めてまいります。部活動につきましても、新しい部活動の在り方について研究し、徐々に再開する予定でございます。

説明は以上でございます。

大谷委員

学校再開してからの第一週、第二週のエデュケーション給食は、午前に登校するグループと午後に登校するグループの両方に提供すると思いますが、食べる時間を確認させてください。また、副食が無く、提供するのが牛乳とパンだけにした理由を教えてください。

健康教育課長

まず、給食を食べる時間についてですが、午前のグループ、午後のグループともに30分程度の時間を想定していますが、学校によってある程度の融通を利かせ、時間は弾力的に運用することとなっております。

次に給食をパンと牛乳だけにした理由について説明いたします。学校給食については3ヶ月間、発注を止めていたことから食材等の納入業者の対応が困難であり、当初は牛乳の準備すら難しいという状況もございました。しかしその後の調整により、牛乳ならなんとか初日から納入でき、二週目からはパンもしくはおにぎりも加えて何とか用意できたところでございます。

細田教育長

二週目まで提供する学校給食は、栄養価としては補助的なものではありませんが、特に小学校1年生は初めての学校給食でありますので、学校が始まるオリエンテーションとしての観点もあることを補足させていただきます。

また、学校給食の再開についても、早くから準備を進めてはきたのですが、本市のように10万人を超える子どもたちの分を通常どおり

提供するのは難しく、健康教育課が各所と調整してようやくこのように提供することができたのが現状でございます。

大谷委員

家庭によっては、子どもに副食を持たせたいというような要望もあるかと思いますが、その対応についてはどのようにお考えですか。

細田教育長

基本的にそのようなことは想定しておりません。午前グループの子は11時30分頃には学校が終了しますので、牛乳とパンを学校で食べて、家に帰ってから足りない分を取ってもらい、午後グループの子はある程度食べてから学校へ登校することを想定しています。

柳田委員

午前と午後に登校するグループを分けるということですが、具体的な授業時間を確認させてください。

指導1課長

授業時間のモデルケースで申しますと、午前の部は8時50分から登校を始めさせていただいております。30～35分間の授業を3時間進めまして給食の時間を11時30分から12時を取っております。その後、完全下校は12時といったところでございます。午後の部でございますが、12時過ぎに登校が始まり、13時から13時30分までを給食の時間とし、その後授業を3時間行いまして、3時50分に終わりの会としております。

細田教育長

通常は中学生や高校生は授業1コマあたり50分を設定していますが、今回の3時間授業については40分として、小学生は通常45分のところ35分という設定としています。また、スタディエッセンスのデジタル授業を、学校での対面式の授業と組み合わせる予定です。これからさいたま市では、登校による授業とデジタルコンテンツを使った授業をどうやって融合させていくかということが、教育活動として大変重要になってくると感じています。コロナ禍の前と同じ社会や同じ学校教育には戻れない可能性が高いと思いますので、効果的に授業を行うための方策等について職員に向けてアナウンスしたり研修をしたりしているところでございます。

武田委員

午前の子たちと午後の子たちが給食を食べる時間が重なっていないようなので安心しました。埼玉大学では新しい時間割を設定し、昼休みには学生が密にならないよう、これまでの2倍の時間を取っています。また、その影響で通常の90分授業を80分に変更しています。

細田教育長

このまま感染拡大が抑えられ、2週間の分散登校が安全に進められ

れば、15日からは通常の日程に戻した授業を行いたいと思っております。その時には通常の給食を行うこととなるものと思いますので、配膳は子どもたちにはやらせないなど、安全に給食を提供できればと思います。

野上委員

さいたま市では早くから授業内容のデジタル化に着手していると思いますが、教員の研修はどの程度行っていますか。

細田教育長

デジタルコンテンツやICTを活用した授業については、様々な研修を行っておりますが、この度は、6千人の教員に同じ研修を受けてもらうため、まず私がその方向性を説明し、その後に指導1課長、高校教育課長、特別支援教育室長が、それぞれの講習に合わせ具体的に説明した研修コンテンツを作りました。研修コンテンツは先生方一人ひとりが見られるように校務用端末に配信しています。

細田教育長

ほかに御質問等はありませんか。  
それでは、この件は終了といたします。

#### 報告第4号 令和2年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

細田教育長

続きまして、報告第4号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育財務課長

それでは、報告第4号「令和2年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について」御説明させていただきます。

この報告の内容は、令和2年さいたま市議会6月定例会に提出する「さいたま市一般会計補正予算」の教育費部分についてですが、一部の補正予算につきましては、令和2年5月13日（水）に専決処分をしておりますことから、予算の中身につきましては、それぞれ分けて説明させていただきます。いずれも緊急に処理する必要があり、教育委員会会議の招集をするいとまがなかったことから、臨時代理させていただいたものでございます。

まず、5月に専決処分を行った補正予算に関する「提案理由」でありますが、今回の補正予算は、国の令和2年度補正予算に伴い、新型コロナウイルス感染拡大に伴う市立学校の児童生徒の感染防止のための手指用アルコール消毒液等の購入に係る経費について、市長に申出するものです。

別表「歳入歳出予算補正（専決分）」でありますが、まず上の表「歳入」につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策として、

手指用アルコール消毒液等の購入に係る国庫補助金として1,578万3千円を増額するものでございます。下の表「歳出」につきましては、手指用アルコール消毒液の購入費等で3,156万6千円を増額するものでございます。

次に「事項別明細書」についてですが、上の表の歳入予算は、先ほど申し上げました国庫補助金で、正式名称は「学校保健特別対策事業費補助金」となります。

下の表の歳出につきましては、「事務事業概要」資料を御覧ください。12ページの健康教育課所管の「学校保健事業」でございますが、国の令和2年度補正予算に伴い、新型コロナウイルスの集団感染のリスクを避けるために必要な消毒液、施設用消毒液、児童生徒の健康観察用の非接触型体温計の購入に係る経費について、補正を行うものです。事業スケジュールにありますとおり、速やかに購入し、各学校への配布を予定しております。

続きまして、通常の6月補正予算について、御説明させていただきます。

まず「提案理由」でございますが、今回の補正予算は、国の令和2年度補正予算に伴う、児童生徒用タブレット型コンピュータ及び学習用ソフトウェア等の整備、臨時休業期間の学校給食費の食材費等のキャンセルに係る費用等を公費により負担する経費等について、市長に申出するものです。

別表「歳入歳出予算補正」でございますが、上の表「歳入」につきましては、国庫補助金を1億9,711万3千円、県補助金を839万3千円増額するものでございます。下の表「歳出」につきましては、教育費全体で4億8,292万5千円を増額するものでございます。

次に事項別明細書についてですが、上の表の歳入予算は、先ほど申し上げました国庫補助金で、正式名称は「学校臨時休業対策費補助金」、県補助金で、正式名称が「文化財保存事業費補助金」となります。

歳出につきましては、「事務事業概要」を御覧ください。指導1課所管の「学校教育推進事業」でございますが、国の令和2年度補正予算に伴い、「GIGAスクール構想の加速による学びの保障」に資する事業として追加導入する端末に対して、協働学習用ソフトウェアを整備するための経費について、補正を行うものです。歳出補正額はソフトウェアのリース料として1,922万9千円で、令和7年度までの債務負担行為として限度額11億3,449万6千円を設定させていただくものです。財源は全額一般財源となります。下段の教育研究所所管の「教育情報ネットワーク推進事業」でございますが、市立小・中・特別支援学校に1人1台端末の整備を行うための経費について補

正を行うものです。歳出補正額は、タブレット端末のリース料等として5,652万2千円、令和7年度までの債務負担行為として限度額27億2,374万円を設定させていただくものです。国からの補助金が直接リース事業者に入ることから、差額分を全額一般財源として、市が負担するものでございます。上段の学校施設課所管の「小学校施設等維持管理事業」でございしますが、小学校の体育施設・遊具の危険性等を点検した結果、危険性等を指摘された体育施設・遊具の修繕、撤去及び更新工事を行うため、修繕等に係る経費について、補正を行うものです。歳出補正額は、1億2,757万円で、財源の一部に市債を充て、残りを一般財源で負担するものでございます。下段の文化財保護課所管の「文化財保護事業」でございしますが、令和元年台風第19号により被害を受けた国指定史跡「見沼通船堀」の保全及び近隣住民や見学者の安全のため、復旧工事の経費について、補正を行うものです。歳出補正額は、1,678万6千円で、財源は、2分の1の県補助が839万3千円、残りを市債の充当と一般財源にて負担するものでございます。次に健康教育課所管の「学校給食管理運営事業」でございしますが、国の「学校臨時休業対策費補助金」を活用し、令和2年3月2日から春季休業までの臨時休業による食材のキャンセル費等について保護者負担を軽減するための経費について補正を行うものです。歳出補正額は、2億6,281万8千円で、財源は、4分の3の国庫補助が1億9,711万3千円、残りを一般財源にて負担するものでございます。

説明は以上でございます。

大谷委員

最後に御説明いただいた食材費についてですが、元々の契約に基づく違約金なのか、もしくは食材費全額を使ったものとして弁償するものなのか確認をさせてください。

健康教育課長

基本的に食材納入に関しましては、違約金という条項は無いことから、違約金は発生しないのですが、国の補助事業において違約金等として充てられることとなり、本来食材納入業者が3月中に学校から受注を受けたものの一部について、違約金相当としてお支払する分が含まれております。具体的には、3月に学校が発注した食材費は全部で約3億9千万円ありましたが、そのうち食材納入業者より納入されていない食材もありますことから、それらを差し引いた分として2億6,281万8千円の予算要求をさせていただきました。なお、そのうちの3/4が国から補助金として入ってくる予定でございます。

細田教育長

補足させていただきますと、国より、この度の新型コロナウイルス

感染症の影響により、給食関係業者が非常に厳しい状況になっていることから、適切に積算するよう通知があり、国はそのうち3/4を、残りの1/4を各自治体が負担し食材を提供する方々にお支払するものでございます。なお、この取扱いは3月だけでございます。

武田委員

給食に納入されるはずだった食材がキャンセルされたため、食材が転売されるなど、様々な扱い方がされている状況について報道されています。さいたま市の給食というのは、日頃から地元の農園の方々に御協力いただいていますことから、これまでの関係性が揺るがないような措置が成されているのか気になっておりましたので、その点しっかり対応していただいているとのことと有難く思います。

また、さいたま市においてはフードロスについても、市民の方々の様々な活動を行っていたところなので、その点においても、しっかりと調和した形でケア出来ているのか気になっておりましたので、先ほどの説明から御配慮くださったということ安心いたしました。

大谷委員

各学校においてマスクを忘れた子への対応などのために、マスクを購入するための予算は含まれていますか。

健康教育課長

この度の予算の中にはマスクの購入費用も含まれております。

石田委員

マスクを着けていれば濃厚接触者にはならないはずですが、だから、マスクは着ける必要があります。

一点確認ですが、アルコール消毒液の在庫は十分ありますか。

健康教育課長

在庫確保が難しい状況です。そのため、在庫情報の取得に努めているところです。

細田教育長

ほかに御質問等はありませんか。

それでは、この件は終了といたします。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

#### 報告第6号 生涯学習関連施設の再開等について

細田教育長

それでは再開します。報告第6号につきまして、事務局から説明をお願いします。

生涯学習振興課

第6号「生涯学習関連施設の再開等について」説明をさせていただきます。

長

きます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、3月2日（月）から生涯学習関連施設を臨時休館しておりましたが、6月1日（月）以降の再開ということで準備を進めているところでございます。

対象施設は合計99館で、後ほど御説明する、うらわ美術館以外の生涯学習関連施設の再開を予定しております。再開期日は6月1日（月）からで、月曜日が休館の場合は2日（火）からになります。

再開の内容等は次のページになりますが、文部科学省を通じて全国公民館連合会や、日本図書館協会等がガイドラインを出しており、これに基づき各館で詳細なマニュアル等も作成して再開してまいります。

それでは各館の主な内容について、御説明させていただきます。

まず1番目の公民館でございますが、密集を避けるため各室等の利用人数について上限の目安を設けます。概ね定員の半数を考えております。また、一部の運動など活動内容による利用の制限を設けます。こちらについては、どのような活動を制限するのか、最終的に詳細な内容を詰めているところでございます。

図書館については5月15日（金）の段階から予約資料の貸出等を行っておりましたが、6月1日（月）以降、利用者が入館して書架から選んだ資料の貸し出しを始めます。ただし入館時間は30分とさせていただきます。

博物館についても同様に利用人数の上限を定め、また、3点目にありますように直接手に触れるいわゆるハンズオンの展示物は使用禁止とさせていただきます。

その他、青少年宇宙科学館以降の各施設についても同様の考え方でマニュアルを作成しております。

うらわ美術館でございますが、こちらについては7月中旬の再開を考えております。うらわ美術館は今年開館20周年に当たり、4月25日（土）から8月30日（日）まで「芸術家たちが住むところ」という展示を予定しておりましたが、緊急事態宣言の最中ということでやむを得ず中止をしたという状況であり、別の展覧会を7月中旬に実施するよう準備を進めているところでございます。

続いて、今年度新設された与野郷土資料館についてでございます。与野本町小学校複合施設に与野郷土資料館が開館いたします。体験ができる展示室や、与野の歴史を学ぶ展示室等がございます。オープニングセレモニーにつきまして、教育長、区長等の出席のもとコンパクトに実施させていただきます。開館時間は通常は午前9時から午後4時半までで、入館料は無料です。通常は月曜日が休館日となっております。

説明は以上でございます。

細田教育長

御質問等はありませんか。

それでは、この件は終了といたします。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第29号 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会委員の委嘱及び任命について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第30号 さいたま市うらわ美術館協議会委員の任命について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第31号 さいたま市教職員（管理職）の人事について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

細田教育長

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午後2時35分